

宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査記録カード取扱要項

1 趣旨

体力・運動能力の向上は児童生徒一人一人の取組が重要である。そこで、小・中学校及び高等学校の12年間にわたり、毎年体力・運動能力調査を実施して、その結果を継続的に記録し、グラフを作成することができる記録カードを使用する。このことにより、自分の体力・運動能力の現状に関心を持ち、自らその向上に取り組む意欲を育てるための手だてとする。

2 取扱方法

[基本的には下記のとおり取扱うこととするが、各校の実態に応じて適切に対応してよい。]

(1) 記入方法

- ① 記入は小学校低・中学年については、保護者と児童と一緒に記入することとし、小学校高学年以上は自分で記入する。
- ② 最初に鉛筆で下書きをした後、黒色の油性ボールペンを用いて清書する。グラフの線は定規をあてて記入する。
- ③ カードの記入は、体力・運動能力調査が終了した後に、体力・運動能力調査の際に使用した記録票等から転記する。(保管状態を良くするため、測定場所では記入しない。)

(2) 保管について

- ① カードの記載内容は個人情報となるので、施錠できる安全な場所に保管する。
- ② 小学校低・中学年にあっては、体力・運動能力調査の結果と記録カードを児童に持たせ、各家庭でグラフを作成し、押印した後に学校に集めて保管する。
- ③ 小学校高学年以上については、カード記入後、家庭での確認・押印を経て学校で保管する。

(3) 記入する時間

- ① 小学校低・中学年にあっては、各家庭で記入する。
- ② 小学校高学年以上については、朝の会、帰りの会等の学級の時間等に記入する。

3 配布方法

公立小学校の新入学児童分は、各市町村教育委員会を経て、6月下旬までに各学校に送付する。
(印刷業者 → 〈運送業者〉 → 各教育事務所 → 各市町村教育委員会 → 各校)

4 校種間の引継方法

(1) 記録カードは健康診断票に準じた扱いで引き継ぐ。

公立小・中・高等学校(全日制)間で進学する、または転入する場合。

(2) 記録カードを児童生徒に返し、以後は個人所有とする。

- ① 公立小・中・高等学校(全日制)から特別支援学校に進学する、または転入学する場合。
- ② 公立中・高等学校(全日制)から定時制・通信制高等学校に進学する、または転入学する場合。
- ③ 公立小・中・高等学校(全日制)から私立小・中・高等学校に進学する、または転入学する場合。
- ④ 公立小・中・高等学校(全日制)から高等専門学校及び県外の学校に進学する、または転入学する場合。
- ⑤ 公立中学校を卒業し、高等学校に進学しない場合。
- ⑥ 公立高等学校を卒業したとき。

(3) 新たにカードを渡す。

- ① 特別支援学校から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する、または転入学する場合。
- ② 私立小・中・高等学校から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する、または転入学する場合。
- ③ 県外から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する、または転入学する場合。

5 その他

(1) このカードは宮城県及び各市町村の個人情報保護条例により取り扱う。

(2) カードの導入の趣旨から、全項目を継続的に記入することが望ましいが、身長や体重等について児童生徒が記入を望まない場合はそれを妨げない。

(3) カードが不足した場合は、所管の教育事務所へ連絡し、送付を受けること。